15-6, 17-9, 20-10, 26-10, 28-10

言葉の意味

「土地の区画形質の変 更」とは、造成工事(土 地を平らにする工事)の こと。

単なる造成工事では足りず、建物等を建てる「目的」で行う造成工事が、 開発行為に当たる。

8-1, 12-5, 17-9, 18-9,

19-10. 23-8. 27-10



ゴルフコースは、面積 要件がありません(どん なに小さくても山を切 り崩して作るので、乱開 発の危険が高いからで す)。

15-10, 24-11



「開発許可の要否」は本 試験で頻出です。そこ で、下記の処理手順(2 段階)をしっかりマスタ ーしておくことが重要 です。

4-1 開発行為の規制~開発行為の意義

1 開発行為

開発行為とは、主として建築物の建築・特定工作物の 建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をい う(4条12項)。

- 2 特定工作物
 - 特定工作物には次の2つがある(4条11項)。
 - ① 第1種特定工作物(施行令1条1項) 周辺の地域の環境悪化をもたらすおそれのある工作物 (例: コンクリートプラント,アスファルトプラント)
 - ② 第2種特定工作物(施行令1条2項)
 - ・ゴルフコース
 - ・1ha (10,000 m³) 以上の野球場・庭球場・動物園そ の他の運動施設や墓園などの大規模な工作物

4-2 開発許可を要する開発行為

1 知事の許可

開発行為を行おうとするときは、原則として**都道府県 知事の許可**が必要である(29条1項,2項)。

- 2 区域にかかわらず許可不要の場合
 - (1) 公益上必要な建築物の建築のための開発行為
 - (2) 都市計画事業などの施行として行う開発行為
 - (3) 非常災害のための必要な応急措置等
- 3 区域により許可不要となる場合
 - (1) 小規模な開発行為
 - (2) 農林漁業用建築物を建築するための開発行為

